

**令和7年4月1日 採用予定
横浜市会計年度任用職員（女性福祉相談員）募集要項**

1 職務内容

保護を必要とする女性の早期発見・相談・助言・支援等及び女性の抱える様々な問題に対する面接・電話相談

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 応募資格

心身ともに健康で、相談等に対し適切に対応する応用力や判断力を有し、女性が抱える問題解決に熱意がある方で、次の（1）及び（2）の要件を満たす方。

(1) 次のいずれか一つを充足すること

ア 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士のいずれかの資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業していること、または社会福祉主事任用資格を有すること。相談業務の経験があればなお良い。

ウ アまたはイに準ずる方であって、採用時において1年以上の福祉分野における実務経験、若しくは相談業務の経験を有していること

(2) パソコン基本操作（エクセル・ワードなどを使ったデータ入力、資料作成、電子メールの操作インターネットでの検索など）ができること

3 募集人数

20名程度

4 勤務条件および報酬

(1) 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。（最大4回）

(2) 勤務時間等

午前9時30分～午後4時30分（休憩1時間を含む）

(3) 勤務日

日曜日、土曜日を除く週5日（国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く）

(4) 勤務場所

横浜市各区役所のこども家庭支援課又は横浜市DV相談支援センター

(5) 給与

月額210,400円（令和6年度実績額です。任用期間中に報酬が変更となる可能性があります。）

期末・勤勉手当、通勤費用（実費相当額）を別途支給

(6) 休暇

年次休暇、夏季休暇等

【裏面あり】

(7) 社会保険

横浜市職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険に加入

(8) その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 応募方法

(1) 提出書類（様式はホームページよりダウンロードしてください）

ア 第1号様式 会計年度任用職員申込書（女性福祉相談員）（写真3cm×4cmを貼付）

イ 第1号様式 別紙1（志望動機等）

ウ 第1号様式 別紙2（事前課題）

エ（ある方のみ）かながわ福祉人材センターからの紹介書類

※申込書類は返却しません。また、いただいた個人情報は、採用選考においてのみ使用します。

(2) 書類提出期限 令和7年1月10日（金）（持参の場合は同日17時00分まで）

（郵送または持参にてお申込みください）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課 女性福祉相談員採用担当

※持参の場合も必ず封筒に提出先を記入してください。

6 選考日程

(1) 書類選考 令和7年1月24日（金）

(2) 面接日 令和7年2月6日（木）、7日（金）（予定）

(3) 合否結果通知 令和7年2月14日（金）頃発送予定

7 合否決定及び採用・不採用通知

郵送で連絡します。

8 雇入時健康診断

雇入れ時に健康診断を受診していただきます。詳細は、内定された方にお知らせします。

9 停止条件

令和7年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件です。

10 問合せ先

横浜市子ども青少年局こどもの権利擁護課 担当：竹内

電話 045-671-4288